

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次
◇公安規則
派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第四号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

茶町 "	瓦町 "	駅前 "	若桜橋 "	片原 "	江崎 "	立川 "	吉方警察官派出所
"	"	"	"	"	"	"	鳥取市吉方
茶町	瓦町	地内鳥取駅構内	我町	片原二丁目	江崎町	立川二丁目	鳥取市のうち
本町五丁目、元魚町四丁目、茶町、川端五丁目、寿町、新品治町、西品治島(通称松並町を除く。)	瓦町、今町一丁目、南町、西品治の一部(通称千代町)、行徳	東品治町、今町二丁目、川外大工町、富安、栄町	元町、川端一、二、三、四丁目、新町、元魚町一、二、三丁目、職四丁目、我町、寺町	西町一、二、三、四、五丁目、片原一、二、三、四丁目、上魚町、綴治町、本町一、二、三、四丁目、綴豆腐町、元大工町	東町一、二、三丁目、上町、栗谷馬場町、中町、尚徳町、江崎町、庖丁人町、掛出町	立川町一、二、三、四、五丁目(通称旭町、緑町を除く。)	吉方御弓町、二丁目、大工町頭、大榎町、

	若桜橋	片原	江崎	立川	吉方警察官派出所	湯所
	戎町	片原 二丁目	江崎町	立川町 二丁目	吉方温泉 三丁目	湯所町
東品治町、今町二丁目、富安(新袋川以南を除く)、栄町、古市	元町、川端一、二、三、四丁目、新町、元魚町一、二、三丁目、職人町、桶屋町、戎町、寺町、弥生町	西町一、二、三、四、五丁目、片原一、二、三、四、五丁目、上魚町、若桜町、本町一、二、三、四、五丁目、鍛冶町、元大工町、玄好町、大工町、頭、二階町一、二、三、四丁目	東町一、二、三丁目、上町、栗谷町、江崎町、庖丁町、掛出町、馬場町、中町、尚徳町、大榎町、御弓町	立川町一、二、三、四、五丁目(通称旭町、緑町を除く)、吉方町一、二丁目	鳥取市のうち吉方温泉一、二、三、四丁目、吉方(火災復興二十九号線以西を除く)	材木町、玄好町、湯所町一、二丁目、片原五丁目、相生町一、二、三丁目、田園町一、二、三、四丁目

丸山	吉成	丸山	吉成	湯所	茶町	瓦町	駅前
丸山町	吉成	丸山町	吉成	湯所町 二丁目	茶町	瓦町	駅前 東品治町鳥取 駅構内
丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、江津、秋里	的場、宮長、大覚寺、数津、叶、吉成、古市(新袋川以北を除く)、富安の一部(新袋川以南に限る)	丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、田島の一部(通称松並町)、江津、秋里	的場、宮長、大覚寺、数津、叶、吉成、古市	材木町、湯所町一、二丁目、相生町一、二、三、四丁目、田園町一、二、三、四丁目	元魚町四丁目、茶町、川端五丁目、通称千代町(田島、西品治、並町一丁目を除く)、南町、松並町一丁目	瓦町、今町一丁目、西品治の一部(通称千代町)、行徳	の一部(新袋川以北に限る)、永楽温泉町、末広温泉町、吉方(火災復興二十九号線以西に限る)

鳥	竹田橋	上井警察官派出所
"	八屋	倉吉市上井町一丁目
"	栗尾、八屋、下余戸、上余戸、大原、	倉吉市のうち伊木、山根、上井、海田、福庭、清谷、穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田、大平町、上井町一、二丁目

別表の鳥取県倉吉警察署の項を次のように改める。

署	中井	佐貫	釜口	河原町河原	岩屋堂
"	大字中井	大字佐貫	大字釜口	河原町大字河原	堂
"	大字中井、本鹿、牛戸、神馬、大河内、湯谷、小畑、弓河内、北村	大字佐貫、八日市、和奈見、水根、山上、小倉、天神原、曳田	大字釜口、片山、高福、山手、郷原、三谷、今在家、徳吉	河原町のうち河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋河原、布袋、稲常	大字須澄、岩屋堂、吉川、中原、大野、小舟、落折

倉	中河原	尾原	国府	上福田	倉吉市福富警察官駐在所	西倉吉町	福吉	駅前
"	西倉吉町	尾原	国府	上福田	福富	西倉吉町	新町	明治町
"	丸山町、生田、北野、富海、下大江、中河原、小鴨、東鴨、大宮、岩倉、菅原、	別所、尾原、津原、穴沢、鋤、北面、谷、寺谷、上神	大谷、秋喜、和田、不入岡、	服部、米積、盤若、岡、福積、上米積、下波、上福田、下福田、今在家、河来見、上大立、大立、立見、椋	尾田、志津、	三江、福本、福富、沢谷、杉野、中野、森、長谷、大河内、悴谷、	福吉町、西岩倉町、東岩倉町、西森町、瀬崎町、越中町、旭田町、金越殿町、福吉町二丁目、新町三丁目、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目	目、仲丁、明治町二丁目、大正町二丁目、堺町一、二、三丁目、西仲丁

察		警					吉		
羽合町長瀬	弓原	北条町国坂	穴鴨	今泉	片柴	三朝町三朝	堀	関金町関金宿	上古川
羽合町大字長瀬	大字国坂	北条町大字国坂	大字穴鴨	大字今泉	大字三朝	三朝町大字三朝	大字関金宿	関金町大字関金宿	上古川
羽合町のうち 大字長瀬、田後、水下、久留、上	大字弓原、下神、松神、曲、米里、島、北尾、田井	北条町のうち 大字江北、国坂、土下	大字穴鴨、加谷、木地山、下西谷、上西谷、福本、福山、下畑、大谷、田代、久原、曹源寺	大字今泉、牧、大柿、恩地、助谷、本泉、森、鎌田、福田、笏賀、小河内、柿谷、鉛山、福吉、下谷、吉尾、湯谷、赤松、大瀬	大字余戸、片柴、坂本、三徳、俵原、吉田、高橋、西小鹿、東小鹿、西尾、神倉、中津	三朝町のうち 大字三朝、山田、砂原、横手	大字堀、今西、福原、明高、米富、小泉、野添、泰久寺、松河原	関金町のうち 大字関金宿、山口、郡家、安歩、大鳥居	蔵内、上古川、鴨河内、耳、福山、石塚、広瀬

署			署		
東伯町勤警察官駐在所	東伯町別宮	東伯町大字別宮	東郷町長和田	橋津	浅津
東伯町大字勤	東伯町大字別宮	東伯町大字別宮	東郷町大字長和田	大字長瀬	大字橋津、上橋津、赤池、宇野、下浅津、南谷、光吉
東伯町のうち 大字勤、三保、美好、下大江、杉下、光好、森藤、公文、大杉、古田、福永、野田、倉坂、別宮、古長、杉地、法万、八反田、宮場、矢下、三本杉、中津原、野井倉	東伯町のうち 大字別宮、古長、杉地、法万、八反田、宮場、矢下、三本杉、中津原、野井倉	東伯町のうち 大字勤、三保、美好、下大江、杉田、光好、森藤、公文、大杉、山福永、野田、倉坂	東郷町のうち 大字長和田、羽衣石、埴見、佐美、門田、野花、長江、引地、小鹿谷	大字松崎、中興寺、久見、田畑、別所、方面、高辻、国信、旭	大字方地、藤津、漆原、野方、白石宮内、北福、川上
泊村	泊村大字泊	泊村	松崎	方地	大字方地
泊村	泊村大字泊	泊村	方地	大字方地	大字方地

別表の鳥取県八橋警察署の項中

改め、同表の鳥取県米子警察署の項中

角盤町	米子市祇園町警察官駐在所	博労町	角盤町	駅前警察官派出所	駅前警察官派出所
角盤町 二丁目	祇園町 二丁目	博労町 二丁目	角盤町 二丁目	米子市弥生町 米子駅構内	米子市弥生町 米子駅構内
角盤町一、二、三、四丁目、錦町、見町、富士見町一、二丁目、朝日町、米原、両三柳の一部(通称三	目久美町の一部(新加茂川以西)、愛宕町、祇園町一、二丁目、陰田町、大谷町	博労町一、二、三、四丁目、糺町二丁目、勝田町、車尾の一部(通称住之江町の一部)、米川以西、東福原の一部(前地)	角盤町一、二、三丁目、錦町一、二、三丁目、日出町、富士見町、二丁目、朝日町、富士見町、米原、角盤町四丁目、西福原の一部(四軒屋、上場谷)、両三柳の一部(通称三本松)	米子市のうち、明治町、万能町、弥生町、末広町、塩町、大工町、目久美町、茶町、日野町、道笑町、二、三、四丁目、糺町、長砂町、法勝寺町、紺屋町、東町、糺町一丁目、昭和町、陽田町、東山町	米子市のうち、明治町、万能町、弥生町、末広町、塩町、大工町、目久美町の一部(新加茂川以东)、茶町、日野町、道笑町一、二、三、四丁目、糺町、昭和町、陽田町、東山町

を

に

を

改め、同表の鳥取県境港警察署の項中

水上警察官派出所	境港市竹内町警察官駐在所	駅前	港	水上警察官派出所	米子市祇園町警察官駐在所	博労町	本松)、博労町一丁目、糺町二丁目
境港市朝日町	竹内町	大正町	栄町	境港市朝日町	祇園町 二丁目	博労町 二丁目	
蓮池町、浜ノ町、弥生町、米川町	境港市のうち、花町、岬町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、上道町、昭和町、相生町、中野町	中野町、福定町、竹内町、高松町	中町、相生町、末広町、本町、栄町、松ヶ枝町、日ノ出町、京町	境港市のうち、花町、岬町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、上道町	愛宕町、祇園町一、二丁目、陰田町、大谷町	博労町二、三、四丁目、勝田町、車尾の一部(通称住之江町の一部)、米川以西に限る。東福原の一部(前地)、西福原の一部(四軒屋、上場谷)	

に

を

に

